

## 「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託 質問事項回答一覧

番号	質問	回答
1	募集要項3(2)に記載の「業務責任者による商品及び名所等の紹介冊子制作等、類似業務の実績」について、建築物等の有形文化財の紹介冊子の制作業務も類似業務に含まれると考えてよいでしょうか。	建築物等の有形文化財の紹介冊子の制作業務も、募集要項3(2)に記載の類似業務に含まれます。その他、伝統的工芸品等の物、観光名所等の場所、伝統工芸士やマイスター等の人を紹介する冊子制作業務なども含みます。
2		
3		